

昭和タクシーケアステーション孫の手 訪問介護事業運営規程

令和7年2月1日

【事業の目的】

第一条 昭和タクシー株式会社が開設する「訪問介護事業」の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事介護、その他生活全般にわたる援助を行い、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

【運営の方針】

第二条 事業所の訪問介護員等は、事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

【事業所の名称】

第三条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 昭和タクシーケアステーション孫の手
- 2 所在地 二本松市成田町一丁目753-3

【職員の職種、員数及び職務内容】

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 3名以上
資格要件 介護福祉士
介護職員基礎研修
実務者研修
訪問介護1級課程
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- 3 訪問介護員 訪問介護2級課程 介護職員初任者研修課程
20名以上（常勤職員）
訪問介護員等は指定訪問介護の提供を行う。
- 4 事務職員 2名（訪問介護員と兼務）

【営業日及び営業時間】

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 通年営業とします。ただし居宅サービスについては日曜日と元旦は定休日とする。
- 2 営業時間 6時から21時

【訪問介護の内容及び利用料等】

第六条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
 - (3) 通院等乗降介助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- (1) 営業区域の境界線から、片道1kmあたり200円の交通費
 - (2) 居宅サービスの場合は、境界線から片道1km毎に15円のガソリン代
- 3 本条1項の一、身体介護によるサービス提供中の報酬不算定時間や、本条1項の三、通院等乗降介助を行う場合は別途『時間制料金』を負担して頂く事とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。
- 5 キャンセル料
- 急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂くようになりますので、キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。(連絡先 電話 0243-22-1144)

ご利用の24時間前までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用の6時間前までにご連絡を頂いた場合	当該料金の10%
ご利用の1時間前までにご連絡を頂いた場合	当該料金の50%
ご利用の1時間前までにご連絡がない場合	当該料金の100%

【通常の事業の実施地域】

第七条 通常の事業の実施地域は二本松市の内、旧二本松市及び旧安達郡安達町の地域とする。

【緊急時等における対応方法】

第八条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

【苦情・ハラスメント処理】

第九条 事業所は、サービス提供に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員の就業環境を害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者からの国民健康保険団体連合会等の苦情申し立てについて、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

【虐待防止に対する関する事項】

第十条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを介護支援専門員又は市町村に通報するものとする。

【事業継続計画】

第十一条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

【衛生管理】

第十二条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

【身体拘束等の禁止】

第十三条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

【その他運営についての留意事項】

第十四条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり
設け、業務体制の整備をする。

1 採用時研修 採用後3ヶ月以内

2 継続研修 年2回

- (1) 訪問介護の接遇に関する研修を年1回
- (2) 虐待防止に関する研修を年1回
- (3) 権利擁護に関する研修を年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修を年1回
- (5) 介護予防に関する研修を年1回
- (6) 感染症に関する研修を年1回以上
- (7) 身体拘束等の禁止に関する研修を年1回
- (8) 事業継続計画に関する研修を年1回以上

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約書に明記するものとする。

5 事業所は、訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

6 事業所は、訪問介護事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は昭和タクシー株式会社と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年12月1日より施行する。

この規程は、平成18年1月10日より施行する。

この規程は、平成18年2月1日より施行する。

この規程は、平成21年9月16日より施行する。

この規程は、平成24年2月1日より施行する。

この規程は、平成25年3月1日より施行する。

この規程は、平成28年5月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月1日より施行する。

この規程は、令和7年2月1日より施行する。